

「循環型都市 しながわ」をめざして
資源集団回収のすすめ



はじめてみませんか？ 集団回収

集団回収とは、町会や自治会、マンションの管理組合、PTAなど区民の皆様が作るグループで、回収の日時・場所を決めて、家庭から出る資源（新聞・雑誌・紙パック・アルミ缶・古着など）を資源回収業者に引渡す**自主的なリサイクル活動**のことです。

また集団回収は、区民の皆様の方でごみの減量と資源の有効利用を図るシステムで、効率的で質の良い資源回収ができます。

品川区では、報奨金や消耗品を支給するなど、これらのリサイクル活動を行うグループを支援しています。

●ご近所やグループなどで声をかけあって、はじめてみましょう。

こんなにある集団回収のメリット

●リサイクル意識が高まる



●家庭から出るごみが減る



●資源が大量に効率よく集まる



●家庭・地域のコミュニケーションを深める



●抜き取り防止につながる



●売上金が有効活用できる



リサイクル団体の登録と報奨金の支給について

地域のグループ（10世帯以上）で登録し、集団回収（資源回収）を行うと、回収量に応じて、1kgあたり6円の報奨金が支給されます。

登録の手順は下記のとおりです。

回収団体

- ① 登録申請書提出 →
- ② 審査後、登録 ←
- ③ 「実績報告書」の提出 →
(集団回収実施後、翌月の5日までに)
- ④ 報奨金の支給（年2回） ←
1～6月分……………9月頃
7～12月分……………3月頃

品川区清掃事務所



※登録申請書等の用紙は品川区清掃事務所にあります。
※「実績報告書」は報奨金の額の算定基礎となります。
※集団回収の方法や回収業者の照会もお気軽にご相談ください。

登録団体に対し次のような支援を行っています。

●軍手、PPUも、標識旗などの消耗品の支給



●回収量 1 kgに対し6円の報奨金を支給



これが、集団回収のポイント

- ①役割分担をはっきり決める
- ②大勢の人に参加・協力を呼びかける
- ③回収日時・場所を決める
- ④回収業者を決める
- ⑤回収品目を決めて大量に集める
- ⑥売払い代金・報奨金の使い道を考えておく
- ⑦楽しく・長続きすることをめざす

※お店や会社から回収した資源は対象外です。

主な、回収品目

新聞・雑誌・段ボール
紙パック
アルミ缶・スチール缶
古着 等



活動を始める際の注意事項

登録の際の注意

- (1) ・区内を活動拠点または活動区域としていること。
・営利を目的としていないこと。
・10以上の世帯により構成されていること。 が必須条件となります。
- (2) 個人口座や企業への振込は受付していませんので、ご注意ください。

活動前の注意

- (1) 回収曜日は、行政回収と違う曜日で設定してください。
※持ち去り業者による古紙の持ち去り防止に対して非常に有効な手段です。
- (2) 資源ステーションを集団回収の回収場所に設定することは出来ません。
- (3) 古紙でも、リサイクルされないもの(禁忌品)があります。事前に回収業者と確認ください。

活動中の注意

- (1) 代表者が変わったら……… 変更届をご提出ください。
- (2) 振込み口座が変わったら…「口座振替依頼書」をご提出ください。
- (3) 集団回収をやめるときは…「停止・廃止届」をご提出ください。
※全てホームページからダウンロードも可能です。

※詳細は、区ホームページをご覧ください。各種書類のダウンロードもできます。

『雑がみ』の回収促進



何気なく燃やすごみにしているものの中に、リサイクルできる紙がまだあります。
『雑がみ』とは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外で、再生紙の原料となる紙のことです。
例えば… おかしやティッシュの空き箱。パンフレットやチラシ、カレンダー、包装紙、
コピー用紙など、名刺大より大きい紙
折りたたんでしぼるか、紙袋に入れて資源に出していただくと、立派に再生できます。

区では、平成 30 年 9 月回収分から、『雑がみ』を回収している集団回収団体に、協力金を上乗せしてお支払いしています。**協力金の支払いを受けるためには、回収品目の変更届が必要です。**

『雑がみ』にできない紙 (禁忌品)



紙の中には、リサイクルに向かない紙もあります。

例えば… 感熱紙(レシート・ファクシミリ・ワープロなど)、匂いがついた紙(洗剤・たばこ・線香など)、
汚れた紙(ピザやケーキの箱など)、紙おむつ・ティッシュ、カーボン紙・ノーカーボン紙
(複写伝票など)、粘着物がついた紙(圧着はがき・シールなど)、防水加工した紙(紙
コップ・紙皿・ヨーグルトやアイスのカップなど)、写真、箔押しされた紙(折り紙等の金紙・
銀紙)、昇華転写紙(アイロンプリント紙・かばんや靴の詰め物など)、不織布 など

これらが混入すると、せっかくのリサイクル製品が商品にならなくなり、結局廃棄処分になってしまいます。
シュレッダーするときも分けてください。 **禁忌品？ 迷う紙は燃やすごみへ！**

主な資源の行方 (全国数値)



お問い合わせ

品川区清掃事務所 リサイクル推進係
〒141-0032 品川区大崎1-14-1
Tel. 03-3490-7098 Fax. 03-3490-7041